

事件から3年半が過ぎました。1月8日からは被告（植松聖）に対する裁判員裁判が異例の被害者匿名（一人「私の息子」を除く）裁判となりました。8日の初公判では、開廷10分後被告が暴れだし、休廷になり、午後は被告人不在で審理が進められました。私はこの裁判において、被害者参加制度を利用し、被告人質問や、意見陳述を述べさせていただきました。全16回の公判でしたが、すべての公判に出廷することが出来ました。2月17日、論告求刑で、検察官が死刑を求刑しました。2月19日、弁護側の最終弁論、被告人の意見が述べられ、その席上、被告は、どんな判決が出ても控訴しませんと、断言し、結審致しました。3月16日の判決は、この裁判を注目している全国の人達が納得できる量刑を示していただけることを信ずるばかりです。

1 「障害者権利条約」と「優生思想」（資料4、5）

2 息子（一矢）が自立（介護者とのアパート暮らし）を目指した理由（資料7、8）

3 この選択（自立）により、何が変わったのか

まず第一は、私達夫婦の一矢に対する接し方だろう。それと、息子（一矢）の毎日（施設での暮らし）だろう。これは職員が私達に知らせてくれる息子の様子で理解できる。

私達夫婦は、事件から2ヶ月が過ぎた頃から、一週間に一度、施設（仮住まい）での昼食をするようになった。3年以上一度も欠かさず続いている。それと、私達夫婦が息子の「自立」に向けて動き出し、介護者（大坪さん）が18年8月から私達と一緒に息子との昼食に参加していることだ。

第二は、メディアの方々との出会いであろう。息子は言葉の少ない子で、小さいころから私達夫婦の問いにも、ほとんど返事を返さなかった。事件後、1年半頃から、メディアの方々の取材に、私達夫婦と一緒に出るようになり、メディアの方々からの声掛けに徐々に心を開くようになった。今では、私達やメディアの方々に対して、自分から声をかけるようになったのである。

4 私が皆様方に伝えたいこと

本日お越しの皆様方は、障害福祉にご理解のある方々であることは承知致しておりますが、あえて私からお願いでございます。私は講演の機会があるたびに、現在の社会は、「差別社会」である、とお話をさせていただいております。この「差別社会」を無くするためには、皆様方のご協力が不可欠です。健常の方々にご理解をいただくよう、色々な機会を利用し、声を上げて下さい。今日のような機会には、お近くの健常の方々もお誘いし、ご理解をいただくようお話し下さい。その折には、特に重度知的障害の方々がかかっている社会の現状、差別や、偏見等、生きづらさを伝えていただければと思います。

どんな障害があろうと、生きる権利があるし、日本の国民はその人達を支える義務が生じていることを忘れてはいけないと思います。是非、皆様方のご協力をお願い致します。

1. 息子（一矢）との出会い

1977年（昭和52年）秋、当時トラックドライバーだった私は、友達の紹介で妻（ちき子）と付き合い、彼女の子供が一矢でした。私は、一矢と会った時「かわいい」と思った。

そして一矢が知的障害であることを知った。この子を私が手助けをしたいと思い、一矢に関わることになった。妻は、先夫（一矢の父）を事故で亡くし、女手一つでクリーニング店を運営しながら、二人の子供（一矢と姉）を育てていた。トラックドライバーの頃は、一矢と妻を乗せて全国（北は北海道、西は山口）等仕事を兼ねながらドライブしていた。妻と結婚し、クリーニング店を引き継ぎ、二人で、二人の子供の子育てに精を出した。特に一矢のしつけに対しては、心血を注いだ。お風呂、食事、衣服、等々、小学校卒業までには、かなりの事は、出来る様になったが、障害が重くなって来て、奇声、パニック等がひどくなり始めた。児童相談所には何回も相談に行った。クリーニング店を辞めようかとも考えたが、辞めてしまうと生活が出来ないので、それはできなかった。私は一矢が知的障害児だと思ったことは一度もなかったから、常に4人いつも一緒に出掛けていた。

一矢が12歳の時、お世話になっている方の紹介で、2年有期限の、児童厚生施設に入所させて頂いた。一矢の障害がどんどん重くなり、施設の職員（支援課長）から「一矢は親元での生活は不可能だから、お父さん、お母さんは、今後、一矢の暮らしを施設で暮せるように、成人施設を探しなさい」と…帰宅して二人で泣いた。

一矢が21歳の時、神奈川県、障害者施設再生計画（やまゆり計画）で1996年（平成8年）津久井やまゆり園に入所が決まり、4月8日入所した。当時の津久井やまゆり園は、県立施設だったので、家族会活動も県の職員にお任せだった。私が1998年（平成10年）

家族会会長になってから、家族会の活動を家族会独自で動き始め、改革をし、現在の家族会になった。2005年（平成17年）4月から、県の指定管理になり、「社会福祉法人かながわ共同会」が運営している。2015年（平成27年）3月、17年間務めた家族会会長の座を現会長に引き継いだ。その1年3ヶ月後の、2016年（平成28年）7月26日事件が起きた。

2. 事件当時の私の記憶

2016年（平成28年）7月26日、AM5:30頃、友人からの電話で起こされ、テレビを付けて愕然とする。AM7:30、やまゆり園に到着したが、園内は収集がつかないほどの状態だった。この時、息子はすでに救急車の中にいたようだった（後日判明）。

私は、息子が暮らしている「いぶきホーム」に行こうとしたが、すでに建物内部に規制線が張られ、いぶきホームには行けなかった。体育館には60名ほどの利用者さんたちが集められ、職員が見守っていた。私は管理棟1階の部屋（普段はグループ活動室）に案内された。部屋には家族会会長、副会長2名、会計の4名がいた。また、長テーブルの上にはA4の用紙4枚があり、利用者さん全員の名前がプリントされていた。用紙1枚ごとに、各課に2ホームずつある利用者さんの名前が記されていたので、息子の所属する4課（いぶきホーム、すばるホーム）の用紙を見た。いぶきホームの欄には、5名の利用者さんの名前の横に○印がつけられ、4名には×印がつけられていた。また、その他の名前の横には、救急搬送された病院名が書かれており、息子の名前の横には「立川災害医療センター」とあった。私はすぐ娘に電話して、立川災害医療センターに連絡するよう頼んだ。そして、管理棟2階の事務室に行こうとして、会議室の前を通ると、そこには「植松」によって命を亡くされた利用者さんが何名か横たわっていた。それを見て気分が悪くなり、再び活動室に戻った。娘からかかってきた電話によると、まだ立川災害医療センターに患者さんの乗った救急車は到着していないが、すでに救急車から連絡を受けており、ご家族は至急病院に来てくださいといわれたという。「お父さん、すぐに病院に向かって」と娘はいった。

私が立川災害医療センターに着いたのはAM9:30だった。息子が病院に着いたのがAM9:00頃で、すでに手術が始まっていた。手術は12:30頃終わり、手、首、喉、腹部（腹は大腸がちぎれる寸前）だったという。担当医師からは、手術は成功したものの、明日の朝まで予断を許さないといわれた。翌日、息子は一命を取り留めた。私が初めて息子に面会したのは、事件から3日目の28日だった。集中治療室（ICU）に入っていた息子は、私を見ると、すぐに「お父さん、お父さん、お父さん」と言い続けた。その後も、ずっと病室にいる40分ほどの間、他の言葉は一切言わず、「お父さん、お父さん」と叫び続けていた。この時ほど私は息子を愛おしく思ったことはない。感動して息子を抱きしめ、私も妻も孫も号泣してしまった。

息子は立川災害医療センターに23日間入院した後、津久井赤十字病院に転院したが、心が乱れ、パニックを起こし、奇声や自傷行為がしばらく続いた。44日間の入院期間だったが、退院後も心の乱れは収まらず、歩くこともできず、車いす生活が続いた。また、「怖い、怖い」とお腹を押さえる時もあったが、事件から3か月位経ち、次第に心も落ち着きを取り戻し、自力で歩けるようになった。事件から3年6ヶ月が過ぎた。2017年(平成29年)4月に芹が谷園舎(仮住まい)に移ってからでも3年が過ぎる中で、息子は落ち着きを取り戻している。私がマスコミ取材に応じていることもあり、取材の記者さん達にも愛想を振りまいたりしている。一昨年夏頃からは、言葉もかなり出るようになり、「お父さん、来週水曜日来る? おかあさん、来週水曜日来る?」記者の人達にも「お兄さんこんどくる?」ときちんと目を見て話すようになったので少しほっとしている。

3. 当時、津久井やまゆり園の対応はどうだったのか?

私は、事件当日は息子(一矢)の事でパニック状態だったから周りの事はよく判らなかった。翌日、園に電話をかけ、息子と同じホームの利用者さんの安否を尋ねたら、「個人情報だから教えられない」の返事だった。「私、尾野ですよ、判らないのですか?」「はい、知っています。前みどり会会長の尾野さんです」「私にも教えられないのですか?」「個人情報ですから誰にも教えないようにと、上司から言われています」。余りにもそっけない対応に腹が立った。息子と同じホーム(いぶきホーム)の家族に連絡しても連絡がつかない状態だった。それぞれ搬送された病院に居たようだ。県や共同会、津久井やまゆり園、更に家族会会長までが、取材拒否をしている。私は憤りが頂点に達し、共同会理事長、常務、事務局長、津久井やまゆり園園長を怒鳴りまくった。「なぜ、教えてくれないのか、利用者さんはみんな家族でしょ、家族の安否を聴くのに、個人情報ですか? おかしくないですか」と私は共同会、園に対して一日も早く家族への「説明会」を開いて現状を伝えてほしいと何度も何度も要望した。事件から11日目の8月6日に初めて家族に「説明会」が開かれ、県の福祉部長、障害福祉課長が謝罪、共同会理事長が経過説明をした。余りにもお粗末な、謝罪会見だった。

4. なぜ匿名報道にしなければならなかったのか?

私が事件当日、やまゆり園に着いたのはAM7:30だったが、その時はすでに匿名報道が決まった後だった。私はその時、息子のことでパニック状態だったため気が付かなかった。次の日、家族会役員に確認したところ、当日の朝早く、園に来たご遺族の方(何人かはわかりません)から、匿名報道への要望が出され、園長が津久井警察署に電話して理解を求めたという。しかし、前例がないと警察は一旦は拒否したものの、その後も再びご遺族から切なる要望が出され、園長、家族会会長が津久井警察署に再度要請した。そして、「重度の知的障害者施設であることに加え、ご遺族のたつての要望」ということで、特例で匿名報道を認めることとなった。

これを機に、県や共同会、園、家族会執行部が協議し、全てにおいて取材拒否をする方針になったともいう。それにより、私たち家族に対しても、事件について全く公表されなかったばかりか、同じホームで暮らしていた利用者さんの安否を尋ねても、「個人情報だから」という理由で知らせてもらえなかった。私は、この「前代未聞」の報道に納得がいかなかった。「こんな大変な事件について、誰も話さないのはおかしい。誰かが事実を話さなければ」という思いで、私は実名で取材に応じることにした。

神奈川県警は、事件発生1週間後から、被害者の各自宅に訪れ(犯罪被害者サポート)の資料を渡し、詳しく説明をしてくださった。その説明には、メディアに対する取材拒否についても説明、被害者の方々が望めば、全ての対応は、サポートステーションがお手伝いするというものだった。

事件から4ヶ月後の11月25日、県が出した事件検証委員会報告書でも、「共同会の対応は非常に不適切」との烙印を押すような報告書となった。私は事件の全容を知るにつれ、本当に津久井やまゆり園だけの責任なのか? 防犯カメラ設置のアドバイスなど、津久井警察にも責任はないのか? あるいは、措置入院から退院後の支援体制について、相模原市に責任はなかったのか? 等々、私は今でも疑問に思っている。まさに、「臭い物にはふたをする」国や、行政のやり方に悲しい怒りがこみ上げる事件になった。

津久井やまゆり園は事件から2年が過ぎた頃から、園長が少しずつではあるがメディアの取材に応じるようになった。

* 「匿名報道」についての私の見解

私の意見だが、私は当初、匿名にすべきではないと思っていた。しかし、重度の知的障害がある人たちの家

族の大半は、自分の家に重度の知的障害のある人がいることを隠しているように思うし、また、隠したいと思っているようだ。それは、古くからある「差別社会」によるもので、障害のある人たちに対する差別や偏見、ののしり等が、現在も色濃く残っているからだ。家族によっては、障害のある子どもがいることで、学校でののしられたり、いじめにあったり、就職や結婚などに支障が出ることを恐れている（過去に事例が何十件と出ている）。確かに、メディアや関係団体などから、「植松に殺され、家族にも殺された」「殺された利用者の人生までも抹殺された」「実名を出すべき」との議論があるが、それはご遺族が考えることであると思う。誰よりもご遺族が一番つらいのだから。第三者の我々が判断することではない、「個人の自由」があるはずなので、時間が過ぎ、ご遺族がメディアなど関係者の前に出て、話す時が来るのを待つべきであると思う。確かに「知る権利」を盾にメディアスクラムのような取材に対して、ご遺族や、被害者家族がメディアを嫌っている事は事実だ。どんな事件であっても匿名報道しなくてもいい世の中にならなければいけないと思っている。

この匿名報道について、今回の京都アニメーション殺人放火事件と津久井やまゆり園障害者殺傷事件は、事件の本質が違うと思うので別々に議論すべきだと思う。

5. 事件後の神奈川県、津久井やまゆり園の対応について

当初、私たち利用者の家族は、元の千木良に戻りたかった。そこで、9月の家族会では、みんなの総意として、家族会全員の署名を付けた要望書を、県知事、県議会議長に提出した。それを受けて、県知事は千木良の地に同規模（150名）の建て替えを発表した。また、11月には、再生の青写真と予算案が示され、60～80億円と発表された。しかし、全国の障害者団体（身体、精神）など、知的障害者ではない方々から異論が出され、神奈川県に集結して反対運動が展開された。また、神奈川県に対し、「大規模施設は必要ない。津久井やまゆり園は解体して、グループホームにすべきだ。利用者本人に意思があるのだから、意思を確認した上で住むところを選択させるべきだ」と神奈川県に提言書を提出し、県は見直しを余儀なくされた。翌年2017年（平成29年）1月、見直しの審議委員会が設置された。しかし、1回目から6回目までは建て替えの審議ではなく、意思確認、意思決定支援についての審議だった。そのため、家族会として抗議した後、7回目に初めて、家族会、津久井やまゆり園園長、園職員による説明を要望したが、審議委員会は家族や園を無視し、報告書を知事に提出した。そして10月14日、県は「津久井やまゆり園再生基本構想」を発表した。やまゆり園は、千木良と芹が谷に2分割され、千木良には1ユニット11名（1名は緊急一時、短期入所の部屋）のグループホーム型建物8つと、芹が谷にも同様の建物を建てると発表した。また、取り壊しと建て替えを経て、千木良は、2021年（令和3年）4月、芹が谷は2021年（令和3年）秋以降にそれぞれ開園する運びとなった。

現在、千木良の取り壊しは終了し、4月にメディアに公開された。そして夏以降、建て替えの工事に入る予定になっている。2分割される施設の名称については、千木良の施設は現在のまま（津久井やまゆり園）、芹が谷園舎は名称を変更し、新しい名称となる。現在、内外に新名称を公募中であり、今秋には決定・発表することとなっている。

津久井やまゆり園は、ここ3年の間に、利用者の意思確認を行う「意思決定支援委員会」を設置した。これは、利用者自身がどこで暮らしたいと思っているのか、その意思を確認するための委員会である。津久井やまゆり園の利用者全員に対して、相談支援専門員、利用者担当職員、県職員、行政（各市町村）の利用者担当ケースワーカー、家族による「意思決定支援担当者会議」が随時開催されている（1利用者に対し3～6回以上）。そして、2020年（令和2年）秋までには、利用者全員の意思確認を終了し、県が公表する予定となっている。2019年（令和元年）6月8日、県は、津久井やまゆり園再生に向けた説明会を家族会において発表した、その内容は、千木良66名、芹が谷66名という説明だった。

当初（昨年10月14日の再生基本構想）では千木良は88名という説明だったが6月8日の説明では、千木良、芹が谷両施設とも同規模の施設にすると説明だった。家族からは、意思決定支援担当者会議も終わっていないのに、家族に対して何の説明もなく施設規模を変えるのは、家族を無視しているのか、と怒りの発言も飛び出した。県の弁明は、意思決定支援担当者会議の途中経過を勘案した上、千木良も芹が谷も同規模の施設にすることにより家族に理解して頂けると判断し、令和3年開園に向けて着工する為と説明した。

家族会の人たちも、当初の頃と比べると、神奈川県の説明や、やまゆり園園長の話聞く機会が増え、現在では家族会も納得の上、一丸となって協力している。そして、一日も早く、新しいユニット型の施設に入れることを望んでいる。また、地元の千木良の方々も協力的で、芹が谷までボランティア活動に参加してくれるな

ど、「千木良に戻ってくることを楽しみにしています」と声をかけていただき、本当に感謝している。また、やまゆり園の職員は、事件当時から現在も変わらず、利用者さんに手厚い支援を行なっている。意思決定支援担当者会議でも、どうすれば利用者さんが幸せな毎日を過ごせるのかを真剣に考え、取り組んでいる。

*神奈川県は、今年度予算で、重度障害のある方々が地域移行しやすくなるように、グループホームに対する予算を新設した。重度の障害のある方々を受け入れる法人に対しては、新設、または改修する場合、1施設 500万円まで、また、職員配置に対しても、1施設 155万円までの補助金を出し、重度障害のある方々を受け入れるグループホームを増やし、やまゆり園の利用者さんらが地域移行しやすくなる取り組みを行なっている。県は今後も、この制度を継続すると内外に公表している。

6. 事件の本質をどうとらえるか？ 犯人、「植松」はどんな人間？

この事件は、前述したように、日本古来よりある「差別社会」が引き起こした事件だと考える。この「差別社会」がなくならない限り、これからも色々な形で事件が起きるのではないだろうか。私たち事件の関係者、障害福祉に携わる方々が声を大にして、国や行政に物申していかななくてはならない。そして、事件が風化しないよう語り継いでいかななくてはならない。

*昨年5月28日には、川崎市の登戸駅近くのスクールバス乗り場で、無差別殺傷事件が起こり、19人の児童が被害に遭われ、うち2名の尊い命が奪われることとなった。さらには、7月18日に起きた京都アニメーション放火殺人事件で35人の尊い命が奪われた。この事件も、津久井やまゆり園無差別殺人事件が発端になっているように思える。

*「優生思想＝ナチス」と思い込んでいる人は多い。それは、ナチス・ドイツが第二次世界大戦中、障害者やユダヤ人の大虐殺を行なったことによる。しかし、本来、「優生思想」というのは、「弱者が生まれないようにすること」であり、抹殺することだけを意味するわけではない。

今回の犯人である「植松」も、ナチス・ドイツの間違った思想を心に植え付けられてしまったに相違ない。間違った思想を持つようになった背景には、「植松の家庭環境」があったのではないかと思うし、植松の両親が子育てに失敗したのではないかとも思う。植松の父親は学校教員であり、母親は漫画家という家庭に生まれ、何不自由なく育ちながらも、両親が忙しいことを理由に子どもを放任し、親の愛情を知らずに大人になってしまったからではないだろうか。

私が知る「植松」は津久井やまゆり園に勤務当初、本当に温厚で誰にでも優しい好青年だった。家族会会長時代2~3度話したことあり、こんな事件を起こすようには見えなかった。彼が変わったのは勤務して2年が過ぎた頃、職員に体の入れ墨を見られ、園側は、緊急会議を開き、協議したと言う。その協議で「入れ墨だけで解雇出来ない。彼は今まで一生懸命支援員として頑張っている」として、継続して勤務してもらう事になった。ただし、「お風呂介助」やプール監視の時はウエットスーツを着る事にしたが、それから態度が急変し、支援している利用者さんの事を非難する言動や態度が目立ち、指導員職員が注意するとその場は謝罪するが、態度が、改まらないので再度、注意した所「私辞めます」とその日から園に来なかった。(彼はこの前日に衆議院議長あてに「津久井やまゆり園利用者殺害計画書」を出していた)。津久井やまゆり園では、彼が辞めたその日に、相模原市に報告し、相模原市は「北里大学に措置入院」させたが、しかし植松は12日で退院し、相模原市はその後の植松の支援を怠った。こうした相模原市のミスにより5か月後、植松が事件を起こす事になった。

事件当初、犯人植松は、あたかも「精神障害者」であるかのようなメディア報道も行われたが、事件の翌年1月、検察による「精神鑑定」が3か月にわたって行われ、結果「自己愛性パーソナリティ障害」という「人格障害」であると診断された。それにより、刑事責任能力があると判断され、「起訴」されたことは、私たち被害者家族にとっても心が救われる思いがした。

*かつて日本にも存在した「優生保護法」について触れておきたい。この法律は、1948年(昭和23年)、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命、健康を保護することを目的とする」法律として、議員立法で成立した。その後、この法律を盾に、国の指導のもと、「不妊手術」が行われるようになった。1996年(平成8年)に法律が廃止されるまで間、延べ84,000人の方々が不妊手術をさせられたといわれる。そして、この中には、本人や家族の承諾を得ず、強制不妊手術をさせられた方々が16,000人にもものぼるといわれる。また、優生保護法の廃止(1996年)後は「母体保護法」となり、現在に至っている。近年、この優

生保護法のもとで、「強制不妊手術」をされた方々が、全国で損害賠償請求訴訟を起し、話題となっている。仙台地裁で敗訴した被害者が、今年5月末、仙台高裁に控訴した。

*神奈川県では、旧優生保護法が施行されていた1956年（昭和31年）に、「手術の必要性が十分普及されていない」として、手術費用を補助する規定を定めていたことが県立公文書館の資料によって明らかとなった。

神奈川県内では、1949年（昭和24年）年から1996年（平成8年）の間に、420件の強制不妊手術が行われたとする記述が残っている。一方、当時の厚生省は、1957年（昭和32年）4月、手術件数の増加に向けて、都道府県に努力を求める文書を出した。この文書によると、1956年（昭和31年）の優生手術の実績は、北海道312件、岡山県127件、大分県111件だったのに対し、神奈川県は7件だった。県は、「優生保護審査会」の関連資料を調査し、対象者の割り出し作業を急いだとされているが、当時の制度の分析はまだまだ進んでいないという。

現在の「母体保護法」においては、胎児の障害を理由にした人工妊娠中絶は認められていないものの、「身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれ」があるとの理由を名目にした中絶が行われ続けている。また、妊婦の血液に含まれるDNAを解析して、胎児の染色体や遺伝子を調べる「新型出生前診断」も行われるようになった。胎児に染色体異常があるとわかると、9割以上が中絶を選択する現状もある。

*精神保健福祉法改正案について

この事件により、国会では「精神保健福祉法改正案」が審議されることになったが、審議中に衆議院が解散されたことにより廃案となった。

この法律の中身はというと、精神障害のある人たちの支援について、市町村の要望により『警察』が関与できるというもの。これによって精神障害のある人が場合によっては、支援施設ではなく、精神病棟に入れられることになりかねない。こんな不条理な法律は認められないと、全国の精神障害のある人たちや関係団体の方々が、東京に集まって国会デモを行い、厚労省に対して提言書等を提出したが、取り上げられることはなかった。ただ、前述のように廃案になったことで、関係者は胸をなで下ろしたものの、いずれまた、この法案が国会で審議されることがないとも限らない。

*障害者権利条約と障害者虐待防止法、障害者差別解消法について

国連において2006年（平成18年）に採択された「障害者権利条約」は、世界の障害のある人にとって素晴らしい条約だと評価することができる。日本は福祉後進国でありながら2014年（平成26年）、いわば背伸びをするような形でこの条約に批准している。しかし、日本は、もっと障害福祉を向上させた上で批准すべきだったと思う。日本は批准の3年前に、障害者虐待防止法を制定し、批准の前年には、障害者差別解消法を制定したが、障害のある人たちへの虐待や差別はまだまだ解消していない。この2つの法律は、健常の人たちに対する注意喚起に過ぎない。本当に障害のある人たちの幸せを考えるのであれば、例えば、障害があっても地域で自立できる仕組みや、重度の知的障害の方々が生活できるグループホーム建設のための補助金など、国はもっと有効な法整備を進めていく必要がある。

国は、2005年（平成17年）「障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）」を制定し、地域移行を推進してきたが、いまだ地域移行は進んでいない。なぜなら100人以上が入所している重度の知的障害のある人たちの大規模施設は、全国に90か所以上ある。

国は、障害者権利条約を批准した以上、日本国民に対して「義務」を負っているともいえる。そして、私たち日本国民に対する「義務」を果たしてほしいものだ。

また、全国のいろんな障害のある人たちの団体（JDF、JD）や、知的障害者の関係団体である「日本知的障害者福祉協会」や「全国知的障害者施設家族会連合会（全施連）」、学識経験者、障害支援の専門家などが一丸となり、厚労省に対し、法律の見直しなどを提言すべきではないかと思う。

7. 今、私が伝えたい事

私は、事ある毎に伝えてきた「日本の差別社会」がこの事件を契機に少しでも軽減されることを願って活動してきた。その初めがメディアの取材に応じる事だった。それは、津久井やまゆり園のあまりにも凄惨な、又、理不尽な殺傷事件で、県や共同会、家族会が匿名報道を理由に、家族にさえ知らされない事に憤りを抑えきれ

なかったからだ。重度の知的障害者施設の支援員が引き起こしたという事で「県や共同会、」の保身の為ではないかと…。であれば、施設自体が利用者に対して「差別」しているように思えたからだ。

私は、ご遺族や津久井やまゆり園利用者のご家族が、匿名や取材拒否をしていることを知り、この事件の悲惨さや、重度知的障害の有る人達の現状を世の中の人達に知ってもらって、日本の障害福祉の向上に繋がりたいと思っている。

私が思うメディアの人達は周りの人が言う（しつこい、うるさい、）人達ではない。きちんと礼儀をわきまえた若者たちだ。ただ、当初、他の被害者家族に対してメディアスクラムのような取材合戦があったのは事実だが、私は、当初（4日目のNHKの取材）からメディアの取材に応じたので、特に感じなかった。何故なら私は、取材に来る記者全員を家に招き、取材に応じたからだ。記者の皆さんが若く、私達夫婦の孫のような感じでどんなことにも答えた。私達、被害者家族もメディアの方々に対する応対も取材を受ける側として節度のある応対をすべきだと感じる。そしてメディアの方々には、事実と真実を見極めて報道することを願うばかりだ。

8. 自立への挑戦

私は、障害のある人もない人も、普通に暮らせる社会であることが当たり前になってほしいと思っている。どんな人間も「命の重さ」は同じはずで、住まいの場が、施設であろうとグループホームであろうと、また、親元での在宅や自立生活によるアパート暮らしであろうと、利用者本人や家族が幸せに過ごせることが一番である。障害が重く、グループホームでの支援が難しい人たちは、施設を選択してもいいのではないと思う。どこに住むにせよ、家族は利用者が本当に「穏やかに幸せに暮せる」場所を選択できるようにしてあげることが大切だと思う。私は今、息子とともに、自立生活に挑戦しようと考え、行動し始めている。

*早稲田大学（岡部教授）と、映画監督（宍戸大祐）さんとの出会い

事件が起きて10ヶ月が過ぎた2017年5月27日、津久井やまゆり園事件を考え続ける会の集会在、相模原市で開催され、講師に、早稲田大学岡部教授と私が呼ばれた、質疑応答になり、会場から私に対する集中砲火になり、教授が助け舟を出してくれた。後日、教授からメールがあり、「道草」を撮影中の、宍戸監督を紹介され、宍戸監督に私の自宅に来て頂いた。宍戸さんから、「尾野一矢さんのドキュメンタリー映画を撮らせていただけませんか」と申し出があり、3年間の取材と撮影が行われるようになった。宍戸さんは、津久井やまゆり園に戻るまでを追いかけたいと、私たち家族3人の昼食に何度もお付き合いくださり、撮影していただいた。（宍戸監督の頭の中には私達家族も「道草」に出演を、と考えていたようだ）。

宍戸監督と行動を共にする中で、監督が、「一矢さんなら、『重度訪問介護』の制度を使って、介護者と2人でアパート暮らしができますよ。挑戦してみませんか？」と言われた。私は、重度訪問介護の制度を知らなかったから、制度の中身を聞かされ、本当に「衝撃」を受けた。私は、常々、障害があっても健常の方々のように普通に暮らせることが本当の幸せだと考えていたから、宍戸監督と西東京市に有る「自立生活企画」という事業所の障害者相談支援専門員の方と会うことになった。また、座間市役所の障害福祉課にも相談するようになった。何度か、「自立生活企画」や座間市役所に相談して行く中で、「一矢の幸せはこれだ」と考え息子の自立に向けて取り組み始めた。

この頃、映画「道草」の撮影も終わり編集に入り、宍戸監督から「尾野さん家族も出演しています。宜しく」とのお話があり、何度か意見交換をさせて頂いた。

昨年2月26日、東京を皮切りに「道草」の全国公開が始まり、全国の劇場や色々な団体の方々が自主上映をして、障害の有る人達やご家族等、又、障害関係者に賞賛されている。

2018（平成30年）8月からは、今後の一矢の自立生活に向け、介護者が一人決まり、その彼は、私たち夫婦と一緒に毎週水曜日に一矢と昼食を共にしている。

もちろん、すべて整ったとしても、最終的に選ぶのは一矢自身である。しかし、親として、息子の幸せの選択肢を増やしてやるのが、私たち夫婦が一矢にしてあげられる精一杯の気持ちだと思って取り組んでいる。

この制度（重度訪問介護）を利用している重度の障害のある人は全国で24～5人だ。神奈川では私達家族が初めてなので、県障害サービス課や、座間市役所も息子（一矢）の自立を実現させてあげたいと積極的に取り組んでいる。9月4日の（意思決定支援会議）の中で、県には、県独自の「支給決定に上乘せ支給」を設定してもらった。又、座間市役所と、津久井やまゆり園との話し合いでも10月には支給決定が決まり、本格的に息

子の自立が実現に向けて動き始めた。

* 「重度訪問介護」の制度「障害福祉サービス」について述べておこう。

自民党政権時代、2005年（平成17年）10月施行された「障害者自立支援法」だったが2009年（平成21年）9月民主党政権に代わり、民主党政権下の2012年（平成24年）6月27日公布された法律で（平成24年法律51号）により従来の自立支援法を改正し、現在の「障害者総合支援法」になった。

この法律で「障害者に対する支援の見直し」により「外部サービス利用型」が設定された。これにより「重度訪問介護」及び「地域移行支援」はそれぞれ利用対象が拡大された。それに加え、住まいの場の確保の観点から「共同生活介護（ケアホーム）」は「共同生活援助（グループホーム）」に一元化された。重度訪問介護の制度はこれまでは重度肢体不自由者が対象のサービスだったが、新たに重度の知的障害者及び精神障害者も利用可能になった。

* 現在までの息子（一矢）について

一昨年8月、介護者（大坪さん）が決まり、毎週水曜日に4人で昼食をするようになり、日ごとに大坪さんに懐き始めて、一矢の自立準備を兼ねてファミレスに出かけて食事をするようにした。これまでは、家内が、おにぎりを握り、一矢の好物のウインナーや、コロッケ、ポテトサラダ、フルーツ、チョコレート、等を持って園に行き、天気の良い時は園のグラウンドに折り畳みのテーブルをセットして昼食をしていた。昨年秋ころからマスコミの方々の取材に応じるようになり、息子はどんどん心を開くようになった。

昨年3月26日一矢の46歳の誕生日に、私の家に初めて来た（私はこれまで35年クリーニング店を営業してきたが体調を崩し、やむなく廃業、小さいアパートに引っ越した）。そのため私の家に来るのは初めてだった。アパートに入った時はちょっと戸惑いが有ったがすぐに慣れてくれた。（お父さんとお母さんのお家はかしわ台）と教えて「お父さんのおうち、かしわ台。一矢、芹が谷にしたの」と健常の人が話すように言ってくれた。我ながら（一矢はすごいな）と思い嬉しくなりました。あれから2度目、自宅に来た。これまでより自宅に居る時間も長くなり順調に自立に向かっているように思われる。

メディアの要望によりファミレスでの食事が増えているが日ごとに健常の人達との会話も増え、笑顔もどんどん出てきた。令和2年度中に自立（アパート暮らし）ができることを願うばかりだ。

* 映画「道草」について

この映画は、障害者総合支援法の「重度訪問介護」という「障害福祉サービス」を使い、重度の知的障害のある人3人が、自立生活をする風景を撮影したドキュメンタリー映画だ。知的障害のある人にとっての「自立」とは、身体障害者の自立生活のように、自分一人で自己選択や自己決定を行なっていくわけではない。知的障害のある人が、介護者の支援を受けながら、共に考え、共に本人の意思を確かめ合いながら暮らしていく。それが知的障害のある人にとっての「自立」であり、そこには人と人が助け合い、支え合う風景がある。

* 宍戸大裕監督は、これまで、東日本大震災で被災した動物たちや人々の姿を描いた「犬と猫と人間と2 動物たちの大震災」や、重度の身体障害で人工呼吸器を使いながら地域で生活する海老原宏美さんらを描いた「風は生きよという」、知的障害がある人の入所施設での人生を描いた「百葉の葉、さやま園の日日」などの作品がある。

「道草」は昨年2月26日を皮切りに全国公開されている。是非、この映画を見て頂き、重度の知的障害があっても支えてくれる人が居れば、幸せに暮せることを理解してほしいと思っている。ちなみにインターネットで「道草」の公開サイトを見る事が出来る。上映してもらえる映画館を募集するとともに自主上映してくれる団体も募集している。

是非ご紹介をお願いしたいと思っている。